

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和2年12月2日

菊池市

## 基 本 計 画

策定：平成 26 年 12 月 22 日

改定：平成 29 年 11 月 21 日

改定：令和 2 年 12 月 2 日

### 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では畜産業や水稻及び野菜などの土地利用型農業が行われている。また、山間部においては杉・桧やクスギなどが生産されている。しかし、農家戸数の減少や農林業経営者の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有している。また、西日本有数の畜産・酪農地帯であり、畜産農家や酪農家等から相当量の家畜ふん尿が排出されているほか、発電に利用できる勾配の農業用水路や山間部を中心に木質系バイオマスが多く賦存している。併せて風力発電に適した土地の調査を行うことにより、未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、農地として再生利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光発電設備を整備し、周辺地域の地域物産館等に対して、菊池ブランド確立のための助成を行うことにより、農業経営の改善を図る。また、農業用水路を活用した小水力発電の導入や家畜ふん尿を活用したバイオマス発電の検討を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。その際、地域の農林業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収益が地域に直接還元されるよう努めることとする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在                | 地目  | 地積 (㎡)    | 備 考              |
|----|----------------------|-----|-----------|------------------|
| A  | 菊池市旭志弁利字旭野 3628 他    | 原野  | 85,663    | 計 10 筆 (別紙①A 参照) |
| B  | 菊池市原字川鶴 1704 番 6 他   | 田   | 162       | 計 2 筆 (別紙②B 参照)  |
| C  | 菊池市泗水町永字赤迫 1901 の一部他 | 山林他 | 28,599.28 | 計 12 筆 (別紙③C 参照) |

## 3. 2 の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類   | 発電設備の規模  | 備 考 |
|----|-----------|----------|-----|
| A  | 太陽光発電     | 7,098 kW |     |
| B  | 小水力発電     | 130 kW   |     |
| C  | 木質バイオマス発電 | 6,250 kW |     |

## 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項 |
|----|------------------------------|-------------------------------|
| A  | なし                           | なし                            |
| B  | なし                           | なし                            |
| C  | なし                           | なし                            |

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

| 地区 | 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容                                                                                                                  | 備 考                                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| A  | 発電事業者が、売電収益の一部を地域農産物の発信基地である（有）旭志村ふれあいセンター出荷者協議会に支出し、農業の活性化を図り菊池ブランドを確立するため、生産資材等を助成する取組。                                                                     |                                                            |
| B  | 発電事業者が、売電収益の一部を原井手管理委員会に対して協力金として支出するとともに、設備周辺の除草作業や除塵作業を地域の方へ委託する取組。                                                                                         |                                                            |
| C  | <p>発電事業者が、地域に賦存する未利用木材等を長期的、安定的に購入し、地域林業関係者の所得向上を図る取組。</p> <p>発電事業者が、地元の雇用の促進のために、発電施設への新規雇用について、地元者を優先する取組。</p> <p>発電事業者が売電収益の一部を菊池市の農林業の健全な発展の為に活用する取組。</p> | 地域（九州内）に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通して8割未満とならないようにする。 |

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

（１）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。（菊池市環境基本条例に基づく）

（２）景観との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。（菊池市環境基本条例に基づく）

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後 10 年間（平成 35 年まで）で、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を 9.5 MW 導入することを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設整備の進捗状況、稼動状況）を調査し、認定設備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が直ちに土地の原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認するものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業

なし

## 10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

### (1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

### (2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

### (3) 区域外の関係者との連携

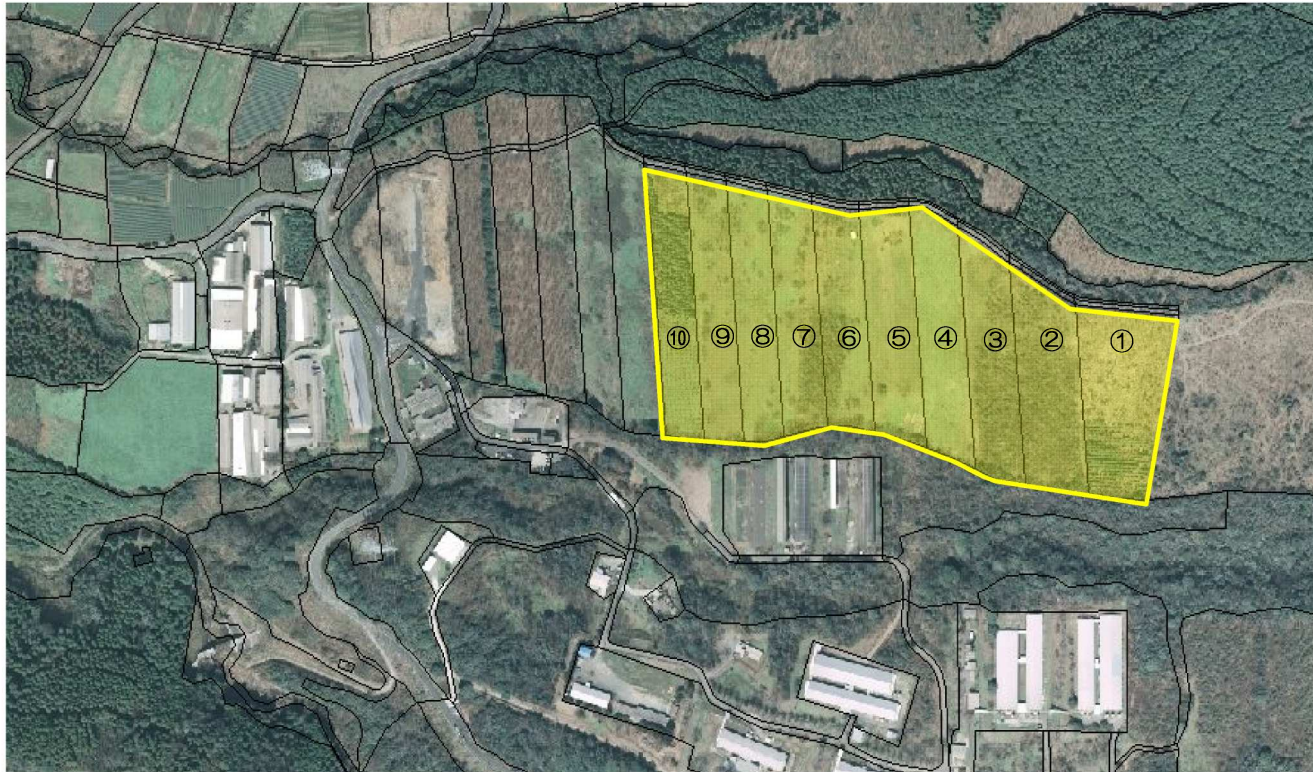
本市、再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

## 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区         | 区 域 の 所 在 地            | 地 目   | 地積<br>(㎡)  | 備 考                       |
|------------|------------------------|-------|------------|---------------------------|
| A          | 菊池市旭志弁利字旭野 3628        | 原野    | 11,369     | 太陽光発電設備の整備<br>(別紙①参照)     |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3631        | 原野    | 9,542      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3634        | 原野    | 8,636      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3637        | 原野    | 8,721      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3640        | 原野    | 8,713      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3643        | 原野    | 7,715      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3646        | 原野    | 7,726      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3649        | 原野    | 7,742      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3652        | 原野    | 7,735      |                           |
|            | 菊池市旭志弁利字旭野 3655        | 原野    | 7,764      |                           |
|            | 小 計 (10 筆)             |       |            | 85,663                    |
| B          | 菊池市原字川鶴 1704 番 6       | 田     | 162        | 小水力発電設備の整備<br>(別紙②参照)     |
|            | 菊池市原字川鶴 1709 番 2       | 田     | 343        |                           |
|            | 小 計 (2 筆)              |       |            | 505                       |
| C          | 菊池市旭志川辺字七西沖 1504-5     | 公衆用道路 | 1,128.73   | 木質バイオマス発電設備の整備<br>(別紙③参照) |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1893-5 の一部 | 公衆用道路 | 104.02     |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1896-1     | 山林    | 3,343.26   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1897-1     | 宅地    | 304.91     |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1897-3     | 原野    | 1,296.95   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1897-4     | 山林    | 2,874.27   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1901 の一部   | 山林    | 9,382.11   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1903-1 の一部 | 山林    | 7,188.35   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1904 の一部   | 山林    | 2,262.24   |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1907 の一部   | 山林    | 34.21      |                           |
|            | 菊池市泗水町永字上赤迫 1908 の一部   | 山林    | 505.23     |                           |
|            | 里道                     |       | 175.00     |                           |
|            | 小 計 (12 筆)             |       |            | 28,599.28                 |
| 合 計 (24 筆) |                        |       | 114,767.28 |                           |

〈基本計画〉別紙①

2.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域A（1/5000）



| 凡 例 |         |      |                     |
|-----|---------|------|---------------------|
| ○   |         | 促進区域 |                     |
| 番号  | 区域の所在   | 地番   | 面積(m <sup>2</sup> ) |
| ①   | 旭志弁利字旭野 | 3628 | 11,369              |
| ②   | 旭志弁利字旭野 | 3631 | 9,542               |
| ③   | 旭志弁利字旭野 | 3634 | 8,636               |
| ④   | 旭志弁利字旭野 | 3637 | 8,721               |
| ⑤   | 旭志弁利字旭野 | 3640 | 8,713               |
| ⑥   | 旭志弁利字旭野 | 3643 | 7,715               |
| ⑦   | 旭志弁利字旭野 | 3646 | 7,726               |
| ⑧   | 旭志弁利字旭野 | 3649 | 7,742               |
| ⑨   | 旭志弁利字旭野 | 3652 | 7,735               |
| ⑩   | 旭志弁利字旭野 | 3655 | 7,764               |

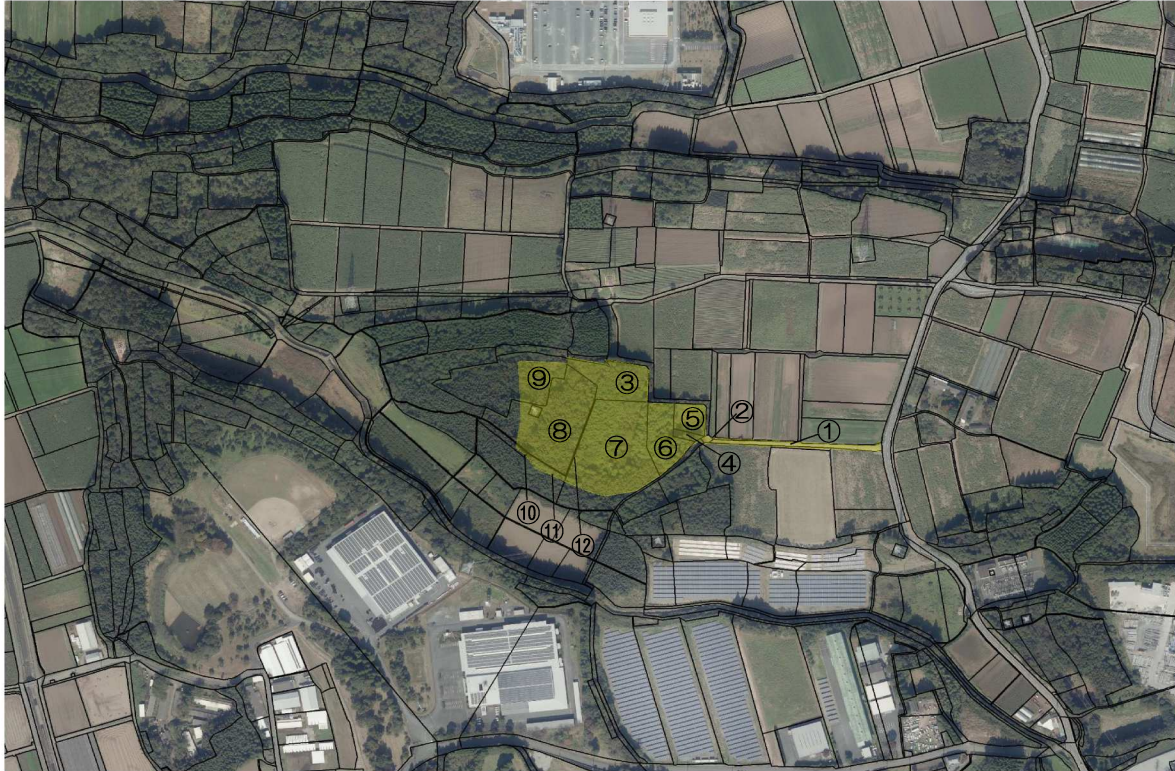
〈基本計画〉別紙②

## 2.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域B（1/2500）

[illegible]

〈基本計画〉別紙③

2.再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域C（1/5000）



| 凡 例  |          |           |                     |
|------|----------|-----------|---------------------|
| 促進区域 |          |           |                     |
| 番号   | 区域の所在    | 地番        | 面積(m <sup>2</sup> ) |
| ①    | 旭志川辺字七西沖 | 1504-5    | 1,128.73            |
| ②    | 洒水町永字上赤迫 | 1893-5の一部 | 104.02              |
| ③    | 洒水町永字上赤迫 | 1896-1    | 3,343.26            |
| ④    | 洒水町永字上赤迫 | 1897-1    | 304.91              |
| ⑤    | 洒水町永字上赤迫 | 1897-3    | 1,296.95            |
| ⑥    | 洒水町永字上赤迫 | 1897-4    | 2,874.27            |
| ⑦    | 洒水町永字上赤迫 | 1901の一部   | 9,382.11            |
| ⑧    | 洒水町永字上赤迫 | 1903-1の一部 | 7,188.35            |
| ⑨    | 洒水町永字上赤迫 | 1904の一部   | 2,262.24            |
| ⑩    | 洒水町永字上赤迫 | 1907の一部   | 34.21               |
| ⑪    | 洒水町永字上赤迫 | 1908の一部   | 505.23              |
| ⑫    | 里道       |           | 175                 |